

福祉情報

3月手話通訳者設置日

市役所社会福祉課に手話通訳者を設置しています。

▼設置日

1日(月)・8日(月)・15日(月)
22日(月)

▼設置時間

8時30分～12時
13時～16時30分

※プライバイシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班
☎82・9519

困りごと・心配なことが
お気軽にご相談ください!!

生活に困窮されている方で、仕事のこと・生活のこと・お金のことなどお困りごとはありませんか?
相談員があなたの悩み事に寄り添い一緒に解決します。

▼日時

3月24日(水)
13時30分～15時30分

▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)

▼問い合わせ先

社会福祉課 生活支援班
☎82・9547

心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談(心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関すること)

▼相談日 3月18日(木)

▼相談担当者 専門医

▼相談場所 中部保健所

※要予約。面接相談です。

予約は前日の午前中までにお願ひ致します。

▼問い合わせ先

中部保健所 ☎62・9171



手話講習会(入門基礎課程)

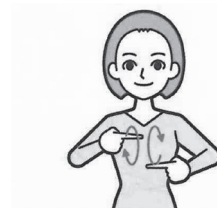
手話に興味のある方お待ちしております!

- 期 間 / 令和3年4月7日～令和4年3月30日(毎週水曜日 47講座)
- 場 所 / 津久見市公民館 1階研修室ほか
- 時 間 / 19時～21時
- テキスト代 / 7,100円
- 申込締切 / 3月26日(金)
- 申込・問い合わせ先 / 津久見市社会福祉課 ☎82-9519
津久見市社会福祉協議会 ☎82-5000

手話で お話ししましょう - 第5回 -

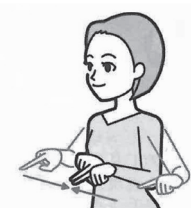
今回は
右記の3つを合わせることで
「手話を一緒に学ぼう」
と表現しています。

①手話



両手人差指の指先を左右に向けて上下に置き、垂直に交互に回す

②一緒



指先を前に向けた両手人差指を左右から引き寄せてつける

③勉強



両手掌を手前に向け、斜めに立てて並べて置き、軽く前へ2回出す

全日本ろうあ連盟発行・『わたしたちの手話 学習辞典!』

第16回大分県障がい者スポーツ大会 参加者募集

開催日: 4月 4日(日) アーチェリー
5月16日(日) 水泳
5月22日(土) ボウリング
5月23日(日) 陸上
フライングディスク
5月29日(土) 卓球
5月30日(日) ボッチャ

申込先や申込方法・参加資格等については競技により異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

▶申 込 期 限: 3月12日(金)

▶問い合わせ先: 社会福祉課 障がい支援班
☎82-9159

障がい者グラウンドゴルフ交流会

日 時: 3月14日(日)
午前8時30分受付開始

参加資格: 障がい者手帳をお持ちの方

場 所: 市営グラウンド
(雨天時はサニーホール)

申 込: 当日受付

参 加 料: 無料

主 催: 津久見市身体障害者福祉協議会

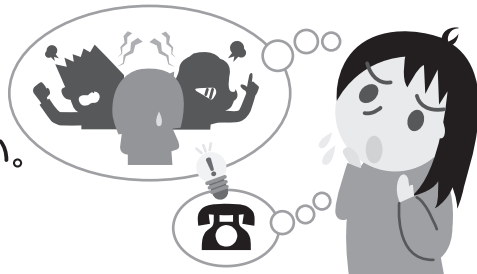
※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止の可能性あり

▶問い合わせ先: 事務局 田金
☎82-7481

障がい者を虐待から守りましょう

虐待は障がい者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対あってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。虐待を防ぐためには、一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待の疑いがあると思われる場合には、
障がい者虐待防止センターへ通報してください。



障がい者の虐待は……

- 虐待をしている人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待を受けている人が虐待だと認識できないで、被害を訴えられない場合があります。

障がい者虐待は3種類に分かれます

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

○養護者による障がい者虐待

障がい者の家族や同居する人による虐待のことです。

○障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことです。

○雇い主による障がい者虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

●問い合わせ先 / 津久見市障がい者虐待防止センター(社会福祉課内) ☎82-9519

☎82-7666

E-mail: tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp

FAX82-9466